

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案(概要)

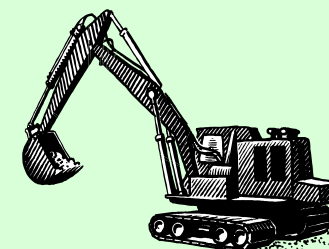
○ 適用期限が令和2年度末までとなっている東日本大震災に係る震災特例措置について、被災県でのニーズ等を踏まえ、**下記のとおり、適用期限の1年間の延長を行う。**

災害復旧に必要な人材育成のための震災対策特別訓練コースの設定に係る特例措置

復旧・復興事業に必要な整地作業等に必要な人材（車両系建設機械運転手）を育成するための訓練の実施を奨励

【現行対象県】福島県

- 訓練内容 車両系建設機械運転、小型移動式クレーン、玉掛け、フォークリフトの技能講習等
- 訓練期間 10日～1ヶ月以内
- 訓練奨励金 12万円/人



(参考) 震災対策特別訓練コース実績 ※就職率は雇用保険適用就職率

H29年度	受講者数 (岩手)	58人、	就職率	46.3%	(福島)	51人、	就職率	43.1%
H30年度	受講者数 (岩手)	43人、	就職率	44.2%	(福島)	40人、	就職率	57.5%
R1年度	受講者数				(福島)	42人、	就職率	39.0%

→ 令和3年度も福島県において同内容で特例措置を継続することとする。(令和4年3月31日まで適用期限を延長)